

## 「神戸市立墓園条例施行規則の一部改正（案）」の概要

### 1 改正の趣旨

令和7年12月8日に公布された「神戸市立墓園条例の一部を改正する条例」により、市立墓園に墓園施設として「樹林葬墓地」を新設することから、「樹林葬墓地」の使用における使用許可手続き等を定めるため、このたび、神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正します。

### 2 改正の概要

#### ①墓域設定（第2条）

墓園の区分を定める「墓域」について、「樹林葬墓域」に関する規定を追加します。

#### ②使用許可手続き（第4条）

墓地の使用許可にかかる「手続き」について、「樹林葬墓地」の申請書に添付する書類（火葬許可証又は改葬許可証、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類）に関する規定を追加します。

#### ③使用の制限（第5条）

墓地の使用許可をする場合に「必要な条件」について、「樹林葬墓地」に関する規定（市長が別に定めるところによること、墓碑の設置ができないこと）を追加します。

#### ④工作物の管理（第7条）

墓園施設の工作物の管理について、「樹林葬墓地」は既定の対象から除くことを追記します。

#### ⑤使用料の還付（第9条）

使用料について、「樹林葬墓地」の使用料を還付する場合及び還付する額（合葬式墓地、区画型合葬式墳墓と同等）を追記します。

#### ⑥使用許可申請様式（様式第3号の3）

「樹林葬墓地」の使用許可の申請に使用する「様式」を追加します。

### 3 施行予定日

令和8年3月